資料１－⑧

「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」（関係部分抜粋）

第３　附属機関等の設置・運営等

３　附属機関等の運営

附属機関等の運営に当たっては、法令等の定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

（２）北海道行政基本条例第５条第２項並びに北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号（以下「情報公開条例という。））第 26 条の規定により、原則として会議（連絡調整会議にあっては、法令等、要綱及び要領等で設置されたものに限る。）は、公開とする。

（３）前号の規定にかかわらず、会議の内容が情報公開条例第 10 条第１項各号に規定する非開示情報を取り扱う場合、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（４）附属機関等の会議の公開、非公開、一部非公開については次により定める。

ア　附属機関については、会長等が会議に諮り取扱いを決定する。

（８）附属機関及び懇談会の設置・改廃、委員等の氏名、会議の開催予定、会議資料及び議事録並びに会議を公開すると決定した連絡調整会議の開催予定、会議資料及び議事録については、次の表に基づき、速やかに道のホームページ等で公表するとともに、法制文書課行政情報センター又は各総合振興局若しくは各振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーで、一般の閲覧に供する。

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>公表資料</td><td colspan="2">公表時期</td><td>様式</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">附属機関及び懇談会の設置</td><td>附属機関等の概要</td><td>設置後</td><td rowspan="2">２週間以内</td><td rowspan="2">基準第３第４項（２）別記様式</td></tr>
<tr><td>委員等名簿</td><td>選任(変更)後</td></tr>
<tr><td rowspan="3">会議の開催</td><td>事前周知</td><td>会議開催予定（注１）</td><td colspan="2">開催日の概ね１週間前まで</td><td rowspan="3">任意</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会議内容</td><td>会議資料(注２)</td><td rowspan="2">開催後</td><td>10 日以内</td></tr>
<tr><td>議事録(注３)</td><td>１月以内（注３）</td></tr>
</table>

（注１）・日時、開催場所、会議内容、傍聴の可否等を記したもの。

・報道機関への対応については、道政広報・広聴事務処理要綱第３別紙様式１による。

（注２）・会議資料には、出席者名簿を含む。

（注３）・非開示情報が含まれる場合は、その点に配慮した概要版とする。

（注４）・期限までに公表できない特別な事情がある場合は、その理由と公表できる時期を公表すること。

「北海道情報公開条例」（関係部分抜粋）

（実施機関の開示義務）

第10条　実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

(1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

(3) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(4) 道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）その他の公共団体（以下「国等」という。）の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

(5) 道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

(6) 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

(7) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示することができないとされている情報